

不法投棄・屋外でのごみの焼却はやめましょう!

不法投棄は犯罪です!

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条により禁止されています。

個人・法人を問わず、ごみを不法に投棄することは、生活環境の悪化を招くなど、地域住民の迷惑となるので絶対にやめてください。

なお、東海村清掃センターでは、村内の土地所有者で不法投棄でお困りの方を対象に、不法投棄防止用の看板を無償で配布していますので、ご相談ください。

Q 自分の土地に不法投棄されてしまった。不法投棄物の処理は誰がやるの?

A 不法投棄者が見つからない場合は、土地の所有者が不法投棄物の処理をしなければなりません。不法投棄をされないために、除草や見回りなどの定期的な土地の適正管理にご協力ください。



屋外でのごみの焼却行為は原則禁止です!

屋外でのごみの焼却行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により、一部の例外を除き禁止されています。

屋外でのごみの焼却行為の禁止の例外

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例: 河川敷、道路そばの草焼き)
- ②震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例: しめ縄、門松をたく行事などの地域行事)
- ④農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例: 焼き畑)
- ⑤たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

これらの例外に該当する場合であっても、周囲の住民に迷惑をかけないなどの配慮が必要になります。また、生活環境上支障が生じている等の苦情があった際は、指導の対象となります。

雑草(落ち葉)や枝葉の処理方法についてはP5を参照し、適切な処理・処分にご協力をお願いします。

不法投棄・屋外でのごみの焼却の違反をした場合

**5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれを併科される場合があります。
法人にあたっては3億円以下の罰金に処せられる場合があります。**

不法投棄防止用の看板に関するお問い合わせ

東海村清掃センター 電話 029-282-7289

不法投棄・屋外でのごみの焼却に関するお問い合わせ

環境政策課 電話 029-282-1711

不法投棄110番(茨城県)

0120-536-380(フリーダイヤル いつもみんなであらなくみはれ)
受付日時: 月~金曜日(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分
上記以外はひたちなか警察署(029-272-0110)へご連絡ください。